

電源開発株式会社「鬼首地熱発電所設備更新計画環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成30年9月19日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、電源開発株式会社「鬼首地熱発電所設備更新計画環境影響評価準備書」について、電源開発株式会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。勧告内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、宮城県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：宮城県大崎市
原動力の種類：汽力（地熱）
出力：14,900キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年 6月 6日
環境大臣意見受理	平成28年 7月28日
経済産業大臣意見発出	平成28年 8月 5日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 2月 7日
意見の概要等受理	平成29年 4月10日
宮城県知事意見受理	平成29年 7月 5日
経済産業大臣勧告発出	平成29年 7月19日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成30年 2月28日
意見の概要等受理	平成30年 4月20日
宮城県知事意見受理	平成30年 8月13日
環境大臣意見受理	平成30年 8月21日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 9月19日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、沼田
電話：03-3501-1742（直通）

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1) 環境保全措置に位置づけられている環境監視及び事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえるとともに、温泉に関する知見など必要に応じて、追加的な専門家等の助言を得ること等により、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的な検討を行うこと。
また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公表し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 施設供用後、生産井又は還元井の機能が低下した場合には、新規掘削が必要となる可能性があることから、それに伴う環境影響が懸念される。したがって、生産井及び還元井については、付着したスケールの浚渫や、サイドトラック掘削など掘削方法の工夫等により、できる限り長く井戸の安定的な利用を維持し、新規掘削を最小限にすること。

2. 各論

(1) 温泉に係る環境影響

対象事業実施区域の周辺には温泉が存在しているが、これまでのところ、既設の発電所の供用による当該温泉への影響は確認されていない。しかしながら、地熱発電に伴い湧出する蒸気及び熱水と、温泉との関係については、十分に解明されていない点も存在する。このため、温泉の専門家による助言を踏まえつつ、本事業の実施による温泉への影響を適切に把握するため、温泉の温度・湧出量・成分等に関する環境監視を継続的に実施すること。また、環境監視の結果、本事業の実施による温泉への影響が確認された場合には、影響を回避する適切な措置を講ずること。

なお、環境監視の結果については、地元関係者に定期的に情報提供するとともに、本事業の実施による影響が確認された場合の対応については、地元関係者と協議し認識共有を図ること。

(2) 鳥類に係る環境影響

対象事業実施区域及びその周辺では、複数のクマタカのペアの繁殖行動が確認されている。そのため、当該区域の近隣でクマタカが営巣している場合、営巣期に本事業に係る工事を実施する際には、重大な影響が懸念される。

このため、事後調査により、クマタカの繁殖行動が確認された場合は、営巣地の位置を可能な限り特定すること。さらに工事による繁殖への影響が懸念される場合には、専門家等からの助言を踏まえて、営巣期の工事の回避、又はそれと同等の効果を有する環境保全措置を実施すること。

(3) 植物に係る環境影響

対象事業実施区域及びその周辺地域は、栗駒国定公園の第1種特別地域に指定され、「ギンラン」、「サラサドウダン」等の自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき環境大臣が指定した植物が確認されるとともに、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査（特定植物群落調査）で特定植物群落に選定されている「片山地獄地域の硫気孔荒原植物群落」が存在する。このため、本事業において施設配置の最適化及び既改変地の活用等を確実に実施することにより、土地の改変を最小限にすること。

また、本事業において予定している重要な種の移植については、当該植物の移植後の確実な活着を確保するため、専門家による助言を踏まえつつ、当該植物の移植前後における環境監視を適切に実施すること。

本事業の実施に当たっては、以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。